

令和 6 年度児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容

1 部会の所掌事項

- (1) 児童虐待防止法第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の事項の調査研究及び検証を行う。
- (2) 児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討すること。

2 開催回数（令和 7 年 1 月 3 0 日現在）

令和 4 年度 1 回（令和 5 年 2 月 6 日）
令和 5 年度 1 回（令和 5 年 1 1 月 2 日）
令和 6 年度 1 回（令和 6 年 6 月 2 8 日）

3 主な議事

○検証対象、検証実施基準について

部会における検証対象、検証基準（虐待可能性の分類及び事例ごとのタイミングの判断基準）を再確認。

○令和 5 年度事例報告について（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日）

検証基準に該当する事例はなし。

○事例報告

部会における検証対象、検証基準に当てはまらないが、豊島区が継続して関わっていた事例の報告。